

日高川町燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近年、冬季加温に使用される燃油価格の高騰により、施設栽培農家の経営を圧迫していることに鑑み、緊急対策として燃油の高騰に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則(平成17年規則第27号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、日高川町内に住所を有する施設栽培農家とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる燃油は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) ハウス施設の加温機に使用するA重油
- (2) 町長が特に必要と認めるA重油。

(補助対象事業費及び補助率)

第4条 補助対象事業費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 毎年11月から翌年3月末までに購入し、使用したA重油の使用量に対し、1リットルあたり5円の定額補助とする。

(補助金の交付)

第6条 この事業による補助金の交付は、規則に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月25日より施行し、平成26年度の補助金から適用する。